

子どもを性被害から守るための条例のモデル検討会の論点整理

次世代サポート課

1 条例全体に関わる事項について

(1) 規制規定を置く必要性について

性被害からの子どもの保護、子どもの性被害の現状 等

(2) 条例の目的、構成 等

「性被害」の定義、保護法益 等

(3) 子ども（青少年）の範囲

(4) 子ども（青少年）に対する免責規定

2 規定の範囲と内容について

(1) 子どもの性被害防止教育

(2) 被害者支援

(3) いわゆる「淫行」禁止規定

構成要件の規定の仕方、親告罪とするか非親告罪とするか 等

(4) 深夜外出等の制限

規制対象行為(子どもの連れ出し等)と子どもの性被害の関係性 等